

国分胤通にみる鎌倉武士の在り方 ～香取社領・大戸庄の在地領主として～

千葉市立郷土博物館 外山 信司

はじめに

千葉常胤の五男国分胤通は、「鎌倉殿」(将軍)に忠勤を励む一方で、関白や将軍の命令に反して莊園侵略を行うという、一見「矛盾した」ように見える行動を取った。これを中世の武士が強く抱いていた「自力救済」という観念から考えていきたい。

令和8年(2026)の「千葉開府900年」に向けて、千葉氏と千葉氏が活躍した「中世」という時代についてわずかながら明らかにしていきたい。

1 国分胤通の登場

(1) 千葉常胤の五男胤通【系図2】 …いわゆる「千葉六党」のうち

(2) 国分氏の名字の地「国分郷」【地図1】

①下総国分寺・国分尼寺の所在地

現在の市川市国分・中国分・北国分・東国分付近

②下総国府に隣接

・国府台にあった下総国府 …国司が祭祀した惣社「六所神社」も(現須和田神社)

・国府の東端に位置する北下遺跡 …境界でケガレをはらう祭祀が行われた

・中世の国府は、その周辺エリアを含め「府中」と呼ばれた

③国府権力との密接な関係を持つ国分氏

・国府の役人 …都から赴任して来る「守」(受領)ともいう、長官、「介」(次官)に対して、在庁官人(国府に出仕する現地の有力者)がいる。そのトップが「権介」(「権」は定員外の意味)。千葉氏の当主は代々「下総権介」をつとめたので「千葉介」を称した。

・国府に出仕するためには、近くに屋敷が必要 …国分寺(の周辺)に千葉氏の屋敷があり、それに付属する領地とともに、胤通は頼朝の挙兵以前に常胤から与えられた

・下総で随一の寺院であった国分寺は「下総権介」にふさわしいステータスを有する

・治承4年(1180)の「結城浜合戦」の際に「国分の五郎胤通」とみえる(『源平闘諍録』)

【史料1】 …有力な平家方であった藤原親政が、頼朝に応じた千葉氏を攻撃した合戦。

『源平闘諍録』は『平家物語』の古い異本で鎌倉末までに成立、史料価値が高い

(3) 中世の下総国分寺と国分氏

①単なる寺院ではなく、寺を維持・経営するための広大な寺領を持ち、やがて「国分郷」という行政区画、さらに所領の単位となった

②その領主で、「国分寺本主」としての国分氏 …香取社の遷宮に際して社殿四面の釘貫(柱や杭を立て並べ、横に貫を渡した柵)を負担【史料3】【系図2】

(4) 「伝国分胤通墓」【史料4】

実際は明徳4年(1393)・応永5年(1398)の宝篋印塔で、銘文には別人の名が刻まれる

…国分氏と国分寺との深い結び付きがあったため、「国分胤通の墓」という伝承が生じたことが重要

2 幕府の御家人として ～『吾妻鏡』にみる胤通の活躍～

(1) 源頼朝の長男万寿(頼家)の「七夜の儀」で、弓と矢を捧げる「千葉常胤と子息たちの晴れの場としての盛儀」 …寿永元年(1182)8月18日条【史料5】

(2) 一ノ谷合戦に源頼朝の大手軍として参戦 …寿永3年(1184)2月5日条【史料6】

(3) 頼家の「着甲始」で馬を引き廻す …文治4年7月10日条「近世に「矢作牧・油田牧・取香牧」となる牧場地帯を支配し、良馬を入手できた」

- (4) 奥州藤原氏攻めに「東海道大將軍」常胤の下で参戦 …文治5年8月12日条【史料7】
[恩賞として奥州に所領を与えられる。奥州国分氏は宮城郡南部に勢力を伸ばし、千代城(仙台城の前身)を築き、後には伊達氏に属した]
- (5) 元日の「境飯」で頼朝を饗応、馬を献上 …建久2年(1191)1月1日条【史料8】
- (6) 頼朝の東大寺参詣に「随兵」として従う …建久6年(1195)3月10日条【史料9】
- (7) 畠山重忠討伐に参加 …元久2年6月22日条【胤通がみえる最後】【史料10】

3 北総の在地領主国分氏 ～香取社領と大戸庄の地頭として～

(1) 香取社(現在は香取神宮)と社領【地図2】

①香取社とは …香取市香取に鎮座、下総国の一宮、祭神は経津主神。大和朝廷は東国支配、「征夷戦」の拠点として位置付けた。藤原氏の氏神の鹿島神宮とともに武神として崇敬された

②鹿島神宮とともに藤原摂関家に直結(鹿島の神を大和に移したのが春日大社)。

③古代の社領 …香取郡を神領とする(「延喜式」)。封戸70戸

④中世の香取社=「下総国一宮」として国府の政治機構の中に位置付けられていた

⑤中世の社領=香取神領 …中世には国分氏が「香取社地頭」となる

⑥式年遷宮 …伊勢神宮と同じく20年に一度の遷宮を行い、造営費用には下総国の税を充てた

【史料2・3】

⑦中世の神官組織

・大宮司(社務権を持ち「神主」と称される)・大禰宜(神事奉仕の中心)の大中臣氏・中臣氏のもと、物忌(女性の神職)、国行事(社殿修理や遷宮の材木を担当する)、大祝、権之介、正検非違使、録司代・田所・案主など、135職に上る神官がいた
(※藤原氏の本姓は「中臣」)

(2) なぜ国分氏は、名字を「香取氏」「大戸氏」と変えなかったのか【系図2】

①千葉常胤四男の「多部田胤信」→太須賀胤信 …千葉庄の内の多部田郷(千葉市若葉区多部田町)を領するに過ぎなかった胤信は、後に太須賀保(現在の成田市北部、旧大柴町・下総町)を領すると、名字を「大須賀」に改める

②常胤六男の胤頼→東胤頼 …「千葉胤頼」であったが、後に東庄(現在の東庄町)を領すると、名字を「東」に改める

③胤通は …本拠を国分から香取社領・大戸庄に移した後でも、名字を変えなかった
…香取社領を支配する上で、国府との結び付きを示す「国分」の名字は重要な意味があったか。国分胤通は「国行事」と号した【史料12】

(3) 大戸庄【地図2】

①大戸神社は香取社の第一の摂社。その社領として大須賀川下流域に設けられた莊園。香取市南西部(旧東大戸村・香西村)・成田市北端部(旧大柴町の北部)に当たる

②近衛家領で「殿下御領」。領主は五摂家(摂政・関白を務める藤原氏の五つの家)の近衛家

【参考A・系図1】。実際は香取社の大禰宜家が知行していた(香取社領と一体化していた)

③胤通が地頭となる

④その子孫の国分一族が在地領主として繁栄、大戸庄内の各地を名字として名乗る【系図2】

4 国分胤通による香取社領の侵略

(1) 「関白前左大臣近衛家実家政所下文写」(「旧香取大禰宜家文書」『千葉縣史料 中世篇 香取文書』1957)を読む【史料11】

<常用漢字、現代かな遣いとした。示した外の読みも可能であり、読み間違いもあると思うので、その点は御了解ください>

※建永二年(1207)、関白近衛家実が、香取社の神主(大宮司)広房の訴えを受けて、香取社地頭の国分胤通の「濫妨」=莊園侵略を「無道の至り、言語道断」と叱責し、その停止を命じた文書。「停止すべし」で始まる10か条からなる。「関白家政所下文」は、関白の命令を家司(家政を司る役所「政所」の職員)たちが連署して伝えるもの。

「注」濫妨=暴力を用いて他人のものを無断に奪うこと。掠奪すること。

- ・近衛家実 …建永元年(1206)、土御門天皇・後鳥羽上皇のもとで摂政、次いで関白。「猪隈関白」と称された。【参考A】
- ・承久の変(1221)の前で、京都の王朝権力は健在であった(今年は承久の変800年)

関白 前左大臣家政 所 下 下総国香取社神官等

仰せ下す 当地頭 平 胤通 條々 薩坊 の事

- 一〈1〉早く停止すべし、往古神領相根郷、地頭堀内と号し、検注使を打ち止め、有る限り所当・官物已下、苧・桑・麦・地子等を抑留せしむる事、

【以下訳】香取社の神主広房が云うには、相根郷は往古から神領である。しかし、前の神主周房の時、地頭は相根郷に限らず神領の内三分の二を押領してしまった。周房が訴訟を起こしたが、裁許は遅れた。その後、神主国房の時に(関白の)政所下文と鎌倉家(將軍)の副下文を賜い、地頭に送付したが、命令を聞かなかったので、重ねて鎌倉家の御使をお願いし糾明した結果、ようやく官物は返され、押領は停止された。広房は去年(建永元・1206)神主に任ぜられ、同年12月に検注を行ったが、地頭は押領を前例として、また堀内と号して検注を止め、決められた官物以下、苧・桑・麦や地代等を強引に取ってしまった。これらは古くからのしきたりと言えようか。「無道の至り、言語道断」である。すぐに先例に従って所当・官物を返させ、永く地頭の押領を停止せよとのことである。

【注】相根郷=香取市大根 堀内=屋敷や付属地

検注=国司や荘園領主による、年貢・公事・夫役などを收取するための調査。

所当=割り当てられて領主に納める物品

官物=税として朝廷や国府に納める貢納物 苧=苧麻。繊維をとる植物

- 一〈2〉同じく停止すべし、賣亡神官等、其の跡田畠・在家を押領、所当・官物を押し取り、神役を勤めざる事、

【以下訳】(神主広房が)前と同じ報告で云うには、新たな企みとして神官たちを賣亡し、神慮を顧みず、神官等に雑役を割り当て「非法張行」の上に、絹・牛馬等を責め取り、他国に逃げたり、神事を勤めず、「自由の所行」は未曾有の事である。さらに神官が籠居した時は、逃亡の跡や地頭分と称して田・在家等を押領し、私のものとしている。これでは子孫に田・在家が安堵され神役を勤めることができない。およそ香取大明神が垂述して数百年神官が死亡することがなかっただろう。このような新儀の非法はもちろん停止せよとのことである。

【注】在家=農民の屋敷と田畠などをセットとしたもの。支配や課税の単位であった。

- 一〈3〉同じく停止すべし、大神田 井 上分田を押し作り、所当を抑留し、御供を備えざる事、

【以下訳】前と同じ報告で云うには、この大神田と上分田は所当米を以て、年中九十年度の神事の用途に宛てている。しかし、地頭はすべての新田を耕作させ、所当を負担しないので、神への御供が「懈怠」(おろそか)になっている。三石三斗の料米がわずかに七、八斗となり、「是有名無実」である。先例に従って地頭の押領を停止し、元のように供祭料を調べ、神役を勤行せよとおっしゃっている。

- 一〈4〉同じく停止すべし、神主に渡田を宛て付けず押領の事、

【以下訳】これについて、前と同じ報告で云うには、この渡田は代々神主が耕作させ、衣食に宛てていた。しかし、地頭の郎従たちが強引に耕作し、神主の命令に一切従わず、「新儀」の極みである。先例に従って強引な耕作を止め、元のように神主の「沙汰」(指示・命令に従うこと)とのことである。

- 一〈5〉同じく停止すべし、御宝殿の四面八町の内の大竹を切り取る事、

【以下訳】前と同じ報告で云うには、香取社の御宝殿の四面、八町の内は往古から大竹林で、この神林は斧を入れてはならないと云う。しかし地頭は恣にこの大竹を切り取り、斧を取っているので、わずかに十分の一しか残っていない。どうして神慮の恐れがないだろうか。同じく停止せよとのことである。

- 一〈6〉同じく停止すべし、神主に背き自由に任せ神官等の座席を定むる事、

【以下訳】前と同じ報告で云うには、当社神官は大明神がこの世に垂述して以来、神主の沙汰である。重代相伝の家柄であることを確認し、その器量に従って任ぜられてきた。しかし、地頭は神主を差し置いて、任料や賄賂を取ることに耽り、家柄を顧みず、本来の座席の高下を無視して、恣に任命している。こうして(地頭に任命された)新任の輩は神慮に背いて滅亡したり、その前任は新任者に位や座席を超越されて恨み、出仕しなくなった。神事参勤の神官がいないので、(神官の人事は)元の如く神主の沙汰として神事に励めとのことである。

【注】自由=思いのままに振る舞うこと。好き勝手(悪い意味)。

- 一〈7〉同じく停止すべし、当社太 神宮寺仏聖燈油修理料田等、其の勤めを致さざる事、

【以下訳】前と同じ報告で云うには、大明神が垂述して以来、香取社には神宮寺を設け、修正会、仏・聖の燈油や修理の費用に宛てる田としてきた。しかし、地頭は「便田」「能田」と称し、恣に強引に耕作させ、所当を負担しないので、すべての修理・修正会・月次講演・二季彼岸などの勤めが無くなってしまったのは「無道の至」である。同じく停止せよとのことである。

【注】神宮寺=金剛宝寺といって現在の祖霊社付近にあったが、明治の廃仏毀釈によって廃絶した。

神仏混淆の思想により神社に寺院が設けられていた。【参考C・D】

修正会=前年を反省して悪を正し、新年の国家安泰、五穀豊穰などを祈願する法要

- 一〈8〉同じく停止すべし、新寺観音堂仏聖燈已下料田・所当の事、

【以下訳】前と同じ報告で云うには、この観音堂は広房の曾祖父眞平が建立した。夢想到現れた下人の、当社の湊に一間四面の堂と十一面観音に宛てる大木が打ち寄せられているというお告げに従って造立した。四方の境を定めて仏・聖・燈以下の料田等を宛て置き、永久四年(1116)の比に当社神官の連署のある書類、寛治四年(1090)の比に国司の免除の判(花押のある書類)を賜って以来、二百年の間、代々の国司や地頭の妨げはなかった。しかし、当地頭は初めて去々年からこの新寺の料田を押領したので、修正会や毎月十八日、二季彼岸等の勤めは全て「陵遅」してしまった。同じく地頭の押領を停止せよとのことである。

【注】新寺=新福寺のこと。本尊は十一面観音、明治の廃仏毀釈によって廃絶した。

当地頭=現在の地頭。国分風通のこと。

十八日=観音供。宮中などで毎月一八日に行なわれた、観音を供養する法会。

陵遅=物事がしだいに衰えすたれること。道義がうすれて行くこと。

- 一〈9〉同じく停止すべし、神宮寺・柴崎両浦田畠押領、所当を弁えず、神主の勘える所に随わざる事、

【以下訳】前と同じ報告で云うには、この二つの浦はすべて神領である。しかし、前の神主の時に聊かの理由があり地頭に預けた。当地頭はこれを先例として押領し、所当米を負担せず、神主の考えに従わず、「以ての外の濫妨」である。神主は六ヶ年が任期であり、どうして前の神主が神領を永く地頭に与えるだろうか。(地頭の行いは)理がない。同じく停止せよとのことである。

【注】柴崎=香取市丁子付近。

- 一〈10〉同じく停止すべし、御燈油田田俣村を押領し、御燈を進らさざる事、

【以下訳】前と同じ報告で云うには、この田俣村は往古の神領である。前の神主友房はこの村を御燈油田と申し立て「殿下政所下文」を賜った。しかし、当地頭は(神主が)御燈を奉納していないと称してこの村を押領し、一切燈油役を供えていない。同じく停止し、神主の沙汰として燈油役を勤めよとのことである。

【注】田俣村=二俣村ともいう。香取市丁子付近。

以前の條々の雑事、早く彼の地頭胤通の無道の押領を停止し、元の如く社家進止たり、且は宗の神事を為め、且は御祈禱を致し、安堵せしむるべきの状、仰する所件の如し、神官等宜しく承知すべし、遺失すべからず、故に下す、

(2)「鎌倉幕府下知状」写(「旧香取大禰宜家文書」『千葉縣史料 中世篇 香取文書』1957)
を読む【史料12】【参考E】

＜常用漢字、現代かな遣いとした。示した外の読みも可能であり、読み間違いもあると思うので、その点は御了解ください＞

※承元三年(1209)、將軍源実朝が、前の「関白前左大臣近衛家実家政所下文」に示された地頭国分胤通の「押領」が「明白」であり、その莊園侵略を停止することを示した文書。条文は全て「停止すべし」で始まり、9か条からなる。

国分胤通に代わって「地頭代信広」が幕府の法廷に出廷し、神主(大禰宜)広房と対決したが、全面的に敗訴したことがわかる。「鎌倉幕府下知状」は、將軍の命令を「政所」の職員たちが連署して伝えるもの。この時の將軍は三代源実朝。

下す、下総国香取社地頭神官等、

仰せ下す條々、

一(1)、停止すべし、相根村を以て地頭堀内と為す事、

【以下訳】この村について、神主広房の訴えがあったので、幕府の法廷に地頭代信広を召喚して対決させたところ、広房の言い分には非が無く、さらに地頭の押領を停止させよという旨は、「殿下政所下文」に明白である。今後、相根村は神主の沙汰とし、すべての所当・官物などを徴収し、納めよ、

【注】殿下政所下文＝「関白前左大臣近衛家実家政所下文」【史料11】のこと

一(2)、停止すべし、神官等を以て京都・鎌倉夫役に召し仕うる事、

【以下訳】これについて、同様に神主広房と地頭代信広を召喚し、対決させたところ、神主や神官たちの言い分には非が無い。先例どおり神官たちに課した夫役は、ただちに停止せよ、

一(3)、停止すべし、神官逃亡跡田畠在家・恣に押領する事、

【以下訳】同様に神主と地頭代を召喚し、対決させたところ、神主の言い分は正当であり、神官が逃亡・死亡した跡を地頭が押領することを停止させる旨は、「殿下政所下文」に明白である。今後、地頭の押領を停止せよ、

一(4)、地頭の押領を停止せしむべし、神主沙汰と為す大神田井上分田の事、

【以下訳】同様に召喚し、対決させたところ、神主の言い分は非がない。ただちに地頭の押領を停止し、神主の支配・処分とせよ、

一(5)、先例に任せ神主の沙汰と為す、渡田の事、

【以下訳】同様に召喚し、対決させたところ、神主の言い分は非がない。ただちに地頭の押領を停止し、先例どおりに沙汰しなさい、

一(6)、停止せしむべし、宝殿四面八町の大竹を切り取る事、

【以下訳】同様に召喚し、対決させたところ、地頭は「国行事」と号して、好き勝手に竹を切り取らせているが、その地頭胤通の所行は甚だ穏やかではない。「国行事」については神主広房の沙汰とすべきことは「国司庁宣」に明白である。しかも、胤通はこれに従わず竹を切り取らせていることを停止せよとの旨は、同じく「殿下政所下文」が下されている。ただちにこの文書のとおりに地頭の沙汰を停止し、神主広房に「国行事」の沙汰をさせよ、【注】

【注】国行事＝社殿の修理や式年遷宮の材木調達等を担当。国府権力との結びつきが強いとされる
国司庁宣＝この場合は下総の国司が管轄下に命令した文書。

一(7)、停止せしむべし、地頭が神官等の座席を糺し定むる事、

【以下訳】同様に召喚し、対決させたところ、神主の言い分は非がない。ただちに今後は先例どおりに、かつは「殿下政所下文」どおりに、地頭の裁定・処置を停止し、神主の沙汰とせよ、

一(8)、早く所当・官物を弁済せしむべし、柴崎並びに神宮寺等の事、

【以下訳】同様に召喚し、対決させたところ、押領を停止せよとの旨は「殿下政所下文」に明白である。ただちに先例どおりに、かつはその文書どおりに、すべての所当・官物を返せ、

一(9)、同じく燈油田多保村所当を進らせ済むべき事、

【以下訳】同様に召喚し、対決させたところ、神主の言い分は非がない。すべての燈油田を耕作すれば、どうしてその勤めをしないであろうか、ただちに「殿下政所下文」どおりに燈油を用意し献納させよ、

以前の條々、鎌倉殿の仰せに依り、下知件^{くだん}の如し、以て下す、

承元三年(1209)三月十七日 惟宗^{これしむね} 在判(以下略、家司連署)

おわりに

(1)「自力救済」について

①【狭義】自己の権利が侵害されたとき、公権力の司法手続によらず自己の実力をもって回復をはたすこと。(刑事法では自救行為という) 例：敵討ち、仇討ち

【余談】「目には目を、歯には歯を」…『ハンムラビ法典』、『聖書』(旧約・出エジプト記、新約・マタイ福音書)

②中世の武家社会を貫く理念

律令制が衰退し、公権力が当てにならない中世社会では、実力のみが自己を守り、自己の権利を保ち(所領を支配し)、伸ばしていく(所領を獲得し勢力を拡大する)ために必要不可欠なもの。武士だけでなく、民衆にも広く浸透していた。

(2)北総の有力国衆となったその後の国分氏

①貞治・応安の争論…南北朝中期、香取社領の押領を進めた千葉宗家の直臣に対し、国分氏たちは一族一揆を組んで対抗

②居城の変遷 本矢作城→大崎城(矢作城)→岩ヶ崎城【地図2】

…狭小な谷津田に面した城から「香取の海」に面した城へ

③里見氏の香取侵攻…永禄3～9年(1560～66)、天正3年(1575)の二度、里見軍(中心は重臣正木氏)が香取地域へ侵攻、大崎城を攻めるが、守り切る

④国分胤政の登場…天正10年(1582)以前、千葉邦胤に「逆心を挿み」合戦となり(「千葉邦胤判物」(「原文書」))、鹿島へ逃れるが、やがて復讐。印文「龍」の朱印を使用、邦胤の印文「龍」の朱印と対抗か【史料13】…(自立の意思の表れか?)

⑤小田原北条氏の他国衆となる…北条氏の命令を受けて、佐竹氏など反北条勢力との境目となる牛久城(茨城県)に在番、豊臣秀吉の小田原攻めで滅亡。近世には水戸藩士、鹿島神宮の神官となる

【主な参考文献】レジュメ中に示したものは除く

- ・『千葉県の歴史 資料編 考古3(奈良・平安時代)』千葉県、1998
- ・『千葉県の歴史 資料編 中世1(考古資料)』千葉県、1998
- ・『千葉県の歴史 通史編 中世』千葉県、2007
- ・山路直充『下総国分寺のはなし』市川博物館友の会、1996
- ・『図説 市川の歴史』市川市、2006
- ・『市川市史 歴史編 まつりごとの展開』市川市、2019
- ・『大柴町史 通史編上 原始古代・中世』大柴町、2001
- ・古代学協会・古代学研究所編『平安時代史辞典 本編下』角川書店、1994(特に野口実氏執筆分)
- ・石渡洋平「戦国期下総国分氏における矢作惣領家と庶流」(『十六世紀論叢』創刊号、2013)
- ・外山信司「下総矢作城(大崎城)と大 轟和尚一禅僧の著作にみる戦国期の城郭一」(『城郭と中世の東国』高志書院、2005)
- ・外山信司「五男 国分胤通」(『千葉常胤とその子どもたち』啓文社書房、2018)



【史料1】源平闘鋒録の巻五 日源平闘鋒録(下)謀略社術文庫

上総介、成胤が無勢を見て申しけるは、「恰は何に、軍の門出には尤も祝ふべき者をや。千葉の小太郎無勢を以て多勢に向ふ条御事なり」と云ひも終ず、広常早く馬を先を懸けんと欲。成胤これを見て、「上総介悪しくも申しける者かな。其の上父祖共に上総へ参り、成胤計り残り留るにおいては、重代相伝の堀の内、必ず敵に蹴らるべし。吾が身討たれて後は左右、其を知るべからず」と云ふに任せて、急ぎ馬の口を引き返し、先陣に立つ。

これを見て、次々兵誰ぞぞ。多郎田の四郎胤信・国分の五郎胤通・千葉の六郎胤頼・堀の平次常秀・武石の次郎胤重・臼井の四郎成常・同じく五郎久常・天羽の庄司秀常・金田の小大夫康常・匣窪の次郎助常・佐是の四郎禪師等なり。

此れを見て、原の平次常朝・同じく五郎頼常、互ひに劣らず進み出でて、命を捨てて闘ひけり。天羽の庄司が射ける矢に、原の六郎乗馬を射斃さる。六郎兼て手を負ひたれば、馬より下り立ち、太刀を杖につき、立つたりけり。此れを見て、原の平次・同じく五郎大夫馳せ寄つて、清常の馬に乗せんとすれども、六郎大事の手を負ひければ、魂を消して乗り得ず。敵は次第に近づき、「吾助かるべしとも覺えず。敵已に近づき候ふ。各此を罷り去りたま」と申しければ、「二人の兄共打ち捨てて去りにけり。栗飯原の権太元常、金咭を射させて失せにけり。彼此入れ違へて闘へども、親正無勢たるに依つて、千田の庄次浦の館へ引き退きにけり。」

【史料2】六 造宮所役注文書

- 注進 下徳國香取太神宮廿一年一度造替諸社役所并雜掌人事
- 一 當國諸御家人勤仕役所
 - 一 正神殿一字 千葉介
 - 同大床 舞殿 幸嶋役所
 - 一 火御子社一字 萱田惣役 千葉介
 - 一 於岐栖社一字 吉橋惣役 千葉介
 - 一 樓門一字 垣生印西所役
 - 一 鳥居一基 印東庄役 千葉介
 - 一 勢至殿社一字 神保惣役 千葉介
 - 一 不開殿社一字 小見惣役 木内下總前司
 - 一 佐土殿社一字 匣窪北条役 千葉八郎
 - 一 總殿社一字 大戸神崎兩所役 千葉七郎跡
 - 同大床舞殿同所役
 - 并假殿殿 同所役 (後略)



【史料4】

千葉縣史料 中世篇 香取文書 香取神宮文書

九 造宮記録簡

院宣云、香取社正遷宮神寶用途事、任實治之例、可募申任官貳萬足者、依 院宣執達如件、

五月五日 金議在判

下總守殿

院宣、令言上關東之處、被下御教書畢、
一人景泰入道、一人泰忠門入道、各令任親負射畢、御教書狀云、

子思泰忠親負射所望事、爲香取社神功人、所被舉申也、成功錢百貫文、早可令□□沙汰之狀、依仰執達如件、

文永六年十一月廿五日 (北條時義)

相模守在御判 左京權大夫在御判

河内左衛門入道殿 (中略)

作新官米六十石

國分寺本役也、仍地頭五郎時道女房造進之、

作新官米六十石

正神殿雜掌沙汰也、仍爲人道經進造進之、 (後略)

【史料3】

千葉縣史料 中世篇 香取文書 香取神宮文書

九 造宮記録簡

院宣云、香取社正遷宮神寶用途事、任實治之例、可募申任官貳萬足者、依 院宣執達如件、

五月五日 金議在判

下總守殿

院宣、令言上關東之處、被下御教書畢、
一人景泰入道、一人泰忠門入道、各令任親負射畢、御教書狀云、

子思泰忠親負射所望事、爲香取社神功人、所被舉申也、成功錢百貫文、早可令□□沙汰之狀、依仰執達如件、

文永六年十一月廿五日 (北條時義)

相模守在御判 左京權大夫在御判

河内左衛門入道殿 (中略)

作新官米六十石

國分寺本役也、仍地頭五郎時道女房造進之、

作新官米六十石

正神殿雜掌沙汰也、仍爲人道經進造進之、 (後略)

【史料5】吾妻鏡

永原慶二監修・青木正造訳注『全譯吾妻鏡』
(新人物往來社) 巻一(三、九七六七八)

十二日 庚戌 露。西の刈。御所男子御平産なり。(中略)
十八日 丙辰 七夜の露。千葉介常胤これに沙汰す。常胤子息六人を相具して、侍の上に著す。父子白き水干袴を装ひ、風正が母勢大直をもつて御前の陪侍となす。また進物あり。嫡男胤正・次男師常御甲を異く。三男胤盛・四男胤常御馬・五男胤重を引く。五男胤道御弓箭を持つ。六男胤頼御剣を役す。おのおの庭上に列す。兄弟皆容儀神妙の壯士なり。武衛族にこれを感じしめたまふ。諸人また壯觀となす。
廿日 戊午 若公九夜の御儀。外祖これを沙汰せしめたまふ。(吾妻鏡第一 壽永元年八月)

【史料6】

四日 癸亥 平家、日米西海・山陰兩道の軍士數萬騎を相從へ、城郭を播磨と播磨との境、一谷に構へて、おのの群集す。今日、相國御門の一遍の忌景を迎へ、佛事を修す云々。
五日 甲子 雨の刈。源氏の兩將、攝津國に到る。七日卯の刈をもつて節合の期と定む。大手の大將軍は蒲冠者範頼なり。相從ふの輩
小山小四頼朝政 武田兵衛尉有義
長沼五郎宗政 千葉介常胤
稻毛三郎重成 同四郎重朝
同源太景季 同平太景高
東六郎胤頼 中條藤太家長
已下五萬六千餘騎なり。搦手の大將軍は源九郎義經なり。
下河邊庄司行平
畠山次郎重忠
梶原平三景時
國分五郎胤道
小野寺太郎通綱
(中略)
(吾妻鏡第三 壽永二年二月)

【史料7】

多賀の國府に
たちまちに兵略を顯す。すなはち佳運を開く者なり。晩景に多賀の國府に著かしめたまふ。また海道の大將軍千葉介常胤・八田右衛門尉知家等參會す。千葉太郎胤正・同次郎師常・同三郎胤盛・同四郎胤信・同五郎胤通・同六郎大夫胤頼・同小太郎成胤・同平次常秀・八田太郎朝重・多氣太郎・鹿島六郎・眞壁六郎等 常胤・知家に相具し、おのおの邊限の邊を渡り參上す云々。
(吾妻鏡第九 文治五年八月)

【史料8】

常胤義經を獻す
一日 庚戌 千葉介常胤、坂を獻す。その儀殊に刷ふ。これ御昇進の故と云々。午の刈。前右大將軍南面に
出御。前少將時家朝臣御座を上ぐ。まづ進物あり。御劍は千葉介常胤。御弓箭は新介胤正。御行儀・香は二郎師常。砂金は三郎胤盛。駕羽は六郎大夫胤頼。
御馬
一 千葉四郎胤信 平次兵衛尉常秀
二 白井太郎常忠 天羽二郎眞常
三 千葉五郎胤道
四 寺尾大夫業遠
(吾妻鏡第十一 建久二年正月)

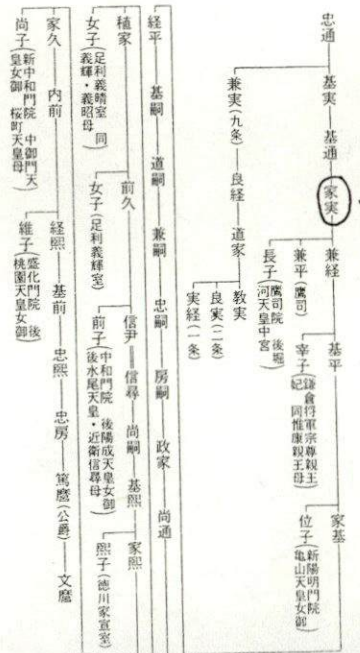
【史料9】

十日 乙未 將軍家、東大寺供養に逢はしめんがために、南都東南院に著御。石清水より直に下向せしめたまふと云々。
供奉人の行列
先陣
畠山二郎 (中略)
將軍 源賴朝
相模守 源賴朝大夫
(中略)
次に御隨兵 三郎胤正・家子三郎胤正・先陣に同じ
小山左衛門尉 北條五郎
千葉四郎 (大須賀) 同五郎
後陣
梶原平三 梶原平次左衛門尉
千葉新介 梶原新助
(吾妻鏡第十五 建久六年三月)

【史料10】

廿二日 戊申 快晴。寅の刻。鎌倉中露連し、軍兵由比の濱の邊に觀ひ走る。謀叛の輩を誅せらるべしと云々。これによつて畠山六郎重保、郎從三人を具してその所に向ふの間、三浦平六兵衛尉義村仰せを奉り、佐久間太郎等をもつて重保を相圍むところ、雌雄を諍ふといへども、多勢を破るに能はず、主従共に誅せらるると云々。また畠山次郎重忠參上の由風聞するの間、路次において誅すべき由、その沙汰あり。相州已下進發せらる。軍兵ごとくもつてこれに従ふ。(中略)
次に軍兵等進發す。大手の大將軍は相州なり。先陣は葛西兵衛尉清重。後陣は梶原平次兵衛尉常秀・大須賀四郎胤信・國分五郎胤通・相馬五郎義胤・東平太直胤なり。そのほか、足利三郎義氏・小山左衛門尉朝政・三浦兵衛尉義村・同九郎胤義・長沼五郎宗政・結城七郎朝光・宇都宮三郎頼綱・筑後左衛門尉知重・安達藤九郎右衛門尉景盛・中條藤太右衛門尉家長・同河田平右衛門尉義季・狩野介入道・宇佐美右衛門尉祐茂・波多野小次郎忠綱・松田次郎有經・土屋彌三郎宗光・河越次郎重時・同三郎重員・江戸太郎忠重・澁河武者所・小野寺太郎秀通・下河邊庄司行平・關田七郎、ならびに大井・品河・春日部・潮田・鹿島・小栗・行方・の輩、見玉・横山・金子・村山黨の者ども、皆觀み。
(吾妻鏡第十八 元久二年六月)

【系図1】



【参考A】

このえいざね 近衛家実 一一七九一一
四二 鎌倉時代の公卿、号、猪熊熊胤。猪
熊熊胤ともいう。治承三年(一一七九)生
まれる。近衛基通の長
子。母は村上源氏の一
流源頼朝の娘。頼朝の
父基実を生んだ信子、
基実の弟松基房を生
んだ俊子がいる。建久元年(一一九〇)十二歳
のとき後白河天皇の御所で元服し叙爵。翌二
年従三位に進んだ。参議を経ず同年八月權中納
言・從二位。翌九年權大納言兼左近衛大將と
なる。翌正治元年(一一九一)右大臣、正二位
となり、元久元年(一一四四)左大臣、建永元
年(一一四六)九条良経意進のあとを襲つて元
政となり、ついで関白となった。以後、承久
の乱前後の二カ月半を除いて、安貞元年(一一
二八)まで摂関の地位にあった。承元元年(一一
二〇)七十一歳を極め左大臣を辞したが、承久
三年(一一三二)太政大臣となり、翌寛政元年
(一一三三)これを辞した。暦仁元年(一一三三)
准三后、仁治二年(一一四二)風病のため出家、
法名円心。翌三年十二月二十七日猪熊殿に没
した。六十四歳。日記「猪熊関白記」がある。
↓猪熊関白記のくまなくばくき
(参考文獻「大日本史料」五ノ一六 仁治三
年十二月二十七日条 (益田 宗)

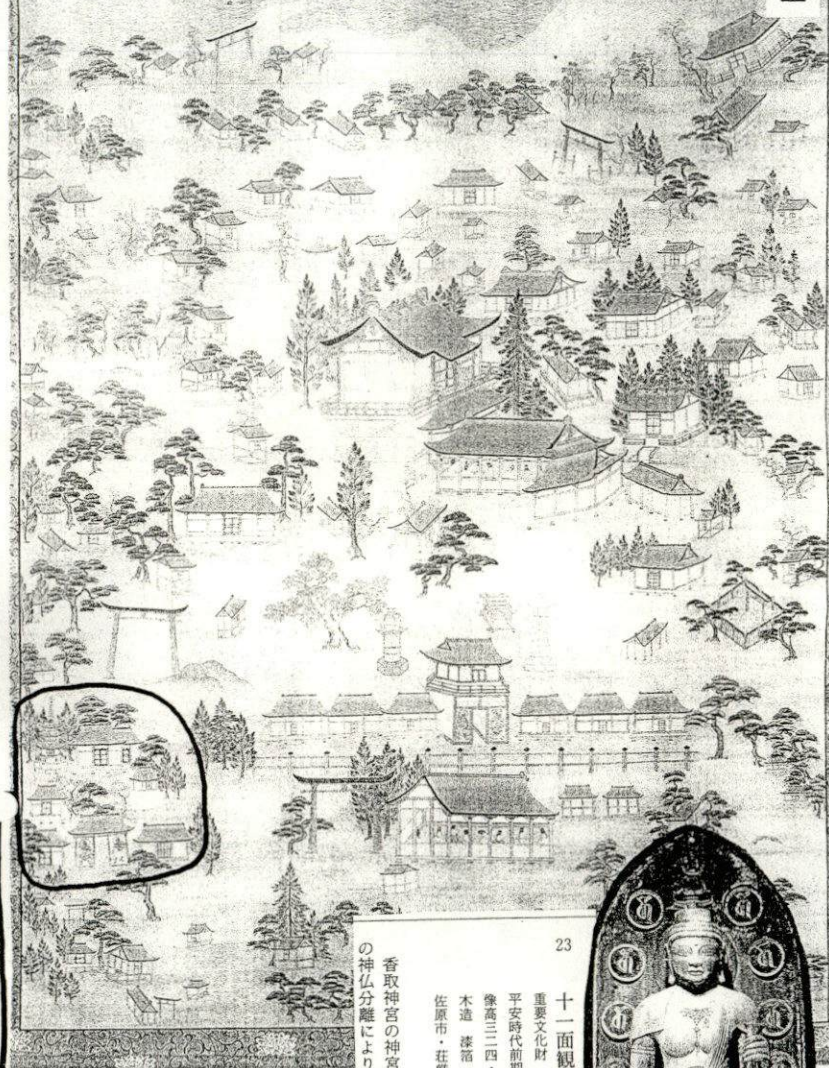
【参考B】

このえけ 近衛家 五摂家の一つ。平安時代
末期の関白藤原基通の嫡男基実を始祖とする。
基実が平清盛の女盛子(白川殿)を娶り、永万
元年(一一六五)幼帝六条天皇の摂政となつた
が、翌仁安元年(一一六六)二十四歳で若死し
た。その嫡男基通もまた清盛の女婿で、清盛
の奏請によつて治承三年(一一七九)関白・氏
長者となつた。平氏没落後源朝は基通を疎ん
じたので、以後藤原氏の嫡流は基通・兼実の二
流に分かれることとなった。時人はこれをその
の住居によつて区別し、これより近衛家・九
条家の呼称がおこつた。基通の孫兼経のとき、
弟兼平(鷹司家)を分立させ、九条家から分立
した二家・一条家とともに五摂家と称せられ
た。十七代信尹に至り嗣子になつたので、
後醍醐天皇の第四皇子信尊(信尹の妹前子の所
生)が家を継いだ。明治十七年(一八八四)、萬
應のとき皇族に列し公爵を授けられた。陽明
家とも称せられるのは、宮門の一つである陽
明門が近衛通にあり、近衛御門と呼ばれたこ
とに由来する。歴代の関白記を根幹とする伝

香取神宮古図 古図と称されるが、本家は鹿嶋神宮に起こる春日姫茶禰と対比されるべきで、香取茶禰とされるべきものである。原本は室町時代作、描き表具の豪華文様、絵罫三枚かがりの本図に古様を見る。中央本殿の図は、神幸祭絵巻の本殿に似る。

三浦成一責任編集「図説千葉県の歴史」より

【参考C】



神宮寺
(金剛宝寺)

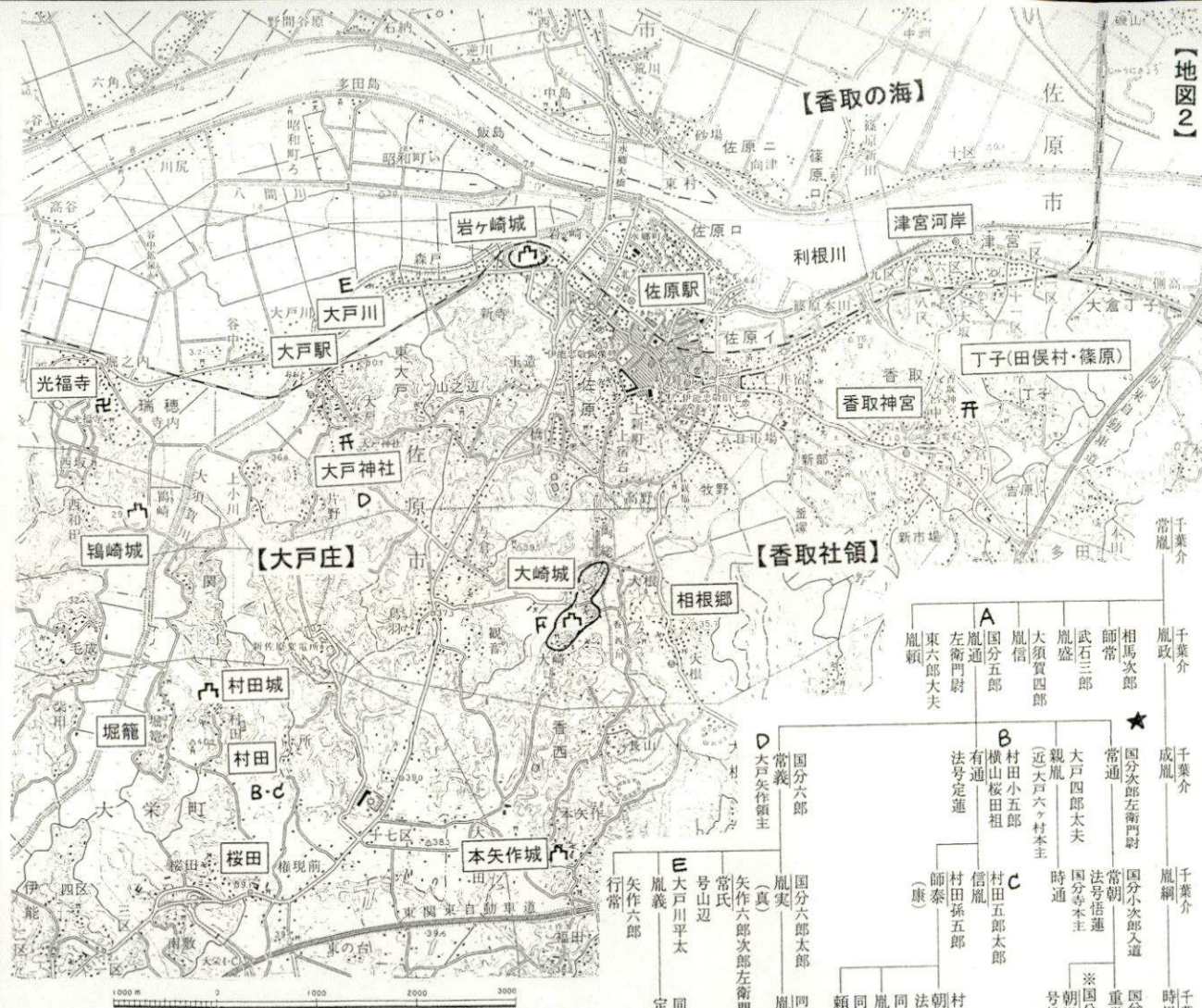
中平成11年度秋季特別展
房総の神と仏(千葉市
美術館)より

香取神宮の神宮寺であった金剛宝寺に伝来し、明治初年の神仏分離により当寺に移された十一面観音像。

重要文化財
平安時代前期 九十世紀
像高三四・八
木造 漆箔
佐原市・莊厳寺

23

【参考D】



【地図2】

【系図2】

本矢作城跡
(香取市)

No. 6

注・※印は「興徳院文書群」に見える者。
・名前の傍線は「神代本」にも見えることを示す。

国分氏系図

『大津町史通史編上巻
原始古代・中世』より

